

山梨県公報

第二千五百七十六号

平成二十八年

一月二十八日

木曜日

目次

- 換地計画の適当決定……………三七
- 県営土地改良事業計画の決定……………三七
- 道路の区域変更……………三七
- 道路の供用開始(二件)……………三八
- 農用地利用配分計画の認可……………三八
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………四〇

告示

山梨県告示第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった農業基盤整備促進事業北杜2期地区(中込工区)の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後藤 齋

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から同年二月二十六日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十八年二月二十七日から同年三月十四日まで

山梨県告示第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」みさか桃源の郷地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後藤 齋

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から同年二月二十六日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十八年二月二十七日から同年三月十四日まで

山梨県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年二月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 平林青柳線

三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡富士川町平林字下河原一四六〇番一 地先から 南巨摩郡富士川町巻米字北山二六〇一番一 地先まで	旧	六・〇	九四・九
	新	二六・九	
		一一・三	一〇八・八

	新	
	一一・三 二六・七	二六・七
		一〇八・八

山梨県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町平林字八ツ面 五一番一地从先から 南巨摩郡富士川町平林字下河原 一四七二番一地从先まで	南巨摩郡富士川町平林字下河原 一四六八番一地从先から 南巨摩郡富士川町平林字下河原 一四六〇番一地从先まで	二九・三 八四・六	平成二十八年一月二十八日

山梨県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

公 告

● 農用地利用配分計画の認可
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

借借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	所 在	面積（平方メートル）
佐藤 勝彦	山梨市	山梨市三ヶ所字田神千二百二十七番一外一筆	一、一六九
原田 聖司	甲府市	甲府市大草町上條東割字堤久保千二百九十八番一外四筆	四、四七六
有限会社営農塾マルニ	山梨市	山梨市牧丘町柚口字西田百五十一番一外一筆	九三〇
		山梨市牧丘町柚口字東田五百四十八番一外七筆	一、七二四
		甲州市塩山上井尻字爪田	一、二三二

県道	藤袋石和線	笛吹市境川町石橋字水口二二七八番三地从先から 笛吹市境川町石橋字水口二二九三番八地从先まで	一四三・三 八日	平成二十八年一月二十八日
----	-------	--	-------------	--------------

農事組合法人	バトルマイケル	形見俊二郎	村松賢	手塚修弘	高添克彦	窪田今朝富	平山裕海	藤巻嶺	金子雄輝	高野茂	宮澤一男	
北杜市	北杜市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	韮崎市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	
北杜市大泉町西井出字宮	北杜市小淵沢町字上大久保七千二百七十番外三筆	南巨摩郡富士川町小林字天神木道六百八十四番一外六筆	南アルプス市上今井字神明下千一番一外二筆	南アルプス市西野字小森二百十番一外二筆	韮崎市中田町中條字丸山四千三百六十番外二筆	山梨市南字滝ノ平千五百二十四番	山梨市歌田字神喰田八百十九番一外一筆	山梨市下神内川字寺ノ前四百八十九番外二筆	山梨市上栗原字堀田五百八十七番外五筆	山梨市上栗原字沖田四百八番二外一筆	山梨市上栗原字中堰二百二十三番外一筆	三百六十五番外一筆
一、九四八	六、一六二	三、六四〇	九一八	一、八八八	二、二七二	七二五	二、七三七	一、一〇五・一三	三、二二二	七二一	四三一	

原勝	酒井浩太	鈴木進一	岡田希	農業生産法人株式会社I JAPAN	長田泰哉	農事組合法人三分一そば組合	宮崎久	青柳桂	折井芳弘	合	いずみそば組
甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	甲斐市	北杜市	北杜市	北杜市	北杜市		
甲州市勝沼町勝沼字地藏	笛吹市一宮町金田字沢越町三百三十番一外一筆	笛吹市御坂町夏目原字上三枚七百七十九番一外一筆	笛吹市御坂町成田字北新居百六十八番	笛吹市石和町中川字木前千百四十番二外一筆	南アルプス市上今諏訪字御柱十七番外一筆	北杜市長坂町大井ヶ森字東入九百八十八番二外八筆	北杜市須玉町東向字大木田三千七百七十五番	北杜市大泉町西井出字古林八千四百四十六番	北杜市大泉町谷戸字城下二千四百七十八番外二筆		地千八百十八番二外二筆
一、五二〇	一、九二〇	一、〇〇四	一、一一七	七八四	二、一一一	八、六六三	八九七	五八六	一、六六五		

山口 みどり	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字狭田千七百二番	一八五
佐藤 一彦	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字深田二十四番一外一筆	一、〇三八
矢崎 広次	甲州市	甲州市塩山上小田原字下小松尾三百五十九番一外七筆	三、五〇五
雨宮 一夫	甲州市	甲州市塩山上小田原字上手林六百九十七番	二六三
宮原 王春	甲州市	甲州市塩山上小田原字下小松尾三百六十一番一外一筆	六八一
井出 英厘沙	甲州市	甲州市塩山上萩原字新居下河原二千四百八十六番	一、〇七二
内藤 義人	中央市	中央市極楽寺字当時屋九百九十五番一外五筆	二、二七九
遠藤 雄一	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町飯富字宮ノ外二千三百九番三十外七筆	一、七七二
長田 幸次	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千五百番外二筆	二、六九九
馬淵 正幸	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺九百九十五番二	四、九六五

野沢 真一	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺六百三十五番外七筆	五四、六八六
山口 朝康	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千九番外十三筆	六四、四四八
渡辺 輝	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千二百六十一番外二筆	二〇、五一〇
池田 誠司	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺百四十四番三外五筆	二七、八〇七
江野澤 伸一	南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺八百五十五番一外十四筆	三五、二七九

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部長課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十八年一月二十二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 千野板金工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原八百四番地一
 - 3 代表者の氏名 千野勝彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一六)第五六九五号
- 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 和泉電気工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下鍛冶屋町百六十三番地五
 - 3 代表者の氏名 小泉文一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第五九二二号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 伸和鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町上黒沢五百二十三番地一
 - 3 代表者の氏名 佐野智一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八三四〇号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 フジ運輸株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市一町畑六百四十一番地二
 - 3 代表者の氏名 莊司高彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八九二二号
- 四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社安藤電気
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町下暮地五百七番地三
 - 3 代表者の氏名 安藤章洋
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第七六六四号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社シンゲン家具工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市戸田三百四十二番地十七
 - 3 代表者の氏名 矢部兵衛
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九一七〇号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 インテリア一二三
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田東四丁目二十八番十二号
 - 3 代表者の氏名 羽田浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第九四三九号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年一月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十二月二十八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社バイオフォース
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山竹森五千三十八番地
 - 3 代表者の氏名 田邊弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五五一号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。